

水道料金について

御 宿 町

目 次

| | |
|-----------------|-------|
| 1. 水道料金 | 1 ページ |
| (1) 基本料金とは？ | |
| (2) 超過料金とは？ | |
| (3) メーター使用料とは？ | |
| 2. 水道料金の計算（例） | 2 ページ |
| 3. 給水申込納付金及び手数料 | 2 ページ |
| 4. 開始・中止に伴う水道料金 | 3 ページ |
| 5. 水道料金のお支払場所 | 3 ページ |
| (1) 金融機関 | |
| (2) 役場窓口 | |
| 6. 口座振替について | 3 ページ |
| 7. 水道料金早見表 | 4 ページ |

1. 水道料金

水道料金は、水道使用料及びメーター使用料の合計額に10%の消費税を加算した額です。（1円未満切り捨て）

メーター検針・料金納入は隔月奇数月になります。

（1月・3月・5月・9月・11月の上旬に検針、月末に納入となります。）

※なお、水道の使用を始めるとき、やめるときには手続きが必要になります。

3ページの開始・中止に伴う水道料金をご覧ください。

水道使用料

| 基本料金(1ヵ月につき) | | 超過料金1m ³ につき |
|---------------------|--------|-------------------------|
| 水量 | 料金 | |
| 10m ³ まで | 2,100円 | 210円 |

(1) 基本料金とは？

水道をまったく使わなくても必要な料金になります。（但し閉栓中についての料金はかかりません。）

(2) 超過料金とは？

使用した水量に応じて算定される料金です。

(3) メーター使用料とは？

メーターとは、お客様の水道使用水量を検針する装置でその使用料を口径に応じて支払っていただくものです。

※メーター検針は、料金を算定するために大切なことです。メーターボックスの上には、自動車等物を置かないでください。

メーター使用料

| 口径(mmメートル) | 使用料1個1ヵ月につき |
|------------|-------------|
| 13 | 100円 |
| 20 | 200円 |
| 25 | 220円 |
| 30 | 320円 |
| 40 | 380円 |
| 50 | 1,900円 |

2. 水道料金の計算（例）

（基本料金+超過料金+メーター使用料）×消費税

例えば、口径13mmで、2ヵ月に51m³使用の場合

基本料金（20m³まで）

4,200円・・・（1）

超過料金

6,510円・・・（2）

31m³×210円＝6,510円

メーター使用料（1ヵ月・100円）

200円・・・・・・・・（3）

小計

（1）+（2）+（3）＝10,910円・・・（4）

（4）×110/100＝12,001円（1円未満端数切捨て）

※口径別・使用水量別の金額については、水道料金早見表をご覧ください。

3. 給水申込納付金及び手数料

新規に給水を開始する方は、給水申込納付金及び工事に伴う設計審査・工事検査手数料が必要になります。

納付金

| 給水管の口径 | 納付金の額(税込み) |
|--------|------------|
| 13mm | 88,000円 |
| 20mm | 176,000円 |
| 25mm | 462,000円 |
| 30mm | 770,000円 |
| 40mm | 1,694,000円 |
| 50mm | 3,080,000円 |
| 75mm以上 | 別途定める額 |

※口径を変更する際には、新口径と旧口径に掛かる差額を収めていただきます。

手数料

| 工事設計額又は精算額 | 設計審査 | 工事検査 |
|----------------------|--------|--------|
| 70,000円未満 | 500円 | 500円 |
| 70,000円以上200,000円未満 | 1,000円 | 1,000円 |
| 200,000円以上500,000円未満 | 1,500円 | 1,500円 |
| 500,000円以上 | 2,000円 | 2,000円 |

4. 開始・中止に伴う水道料金

定期のメーター検針と異なるため、金額については、建設環境課水道係にお聞きください。

※中止してある水道を開始する際には、開栓手数料10,000円が必要になります。

なお、開始・中止する場合は、あらかじめ届出が必要となります。

5. 水道料金のお支払い場所

(1) 金融機関

・千葉銀行本支店、千葉興業銀行本支店、京葉銀行本支店、みずほ銀行本支店、房総信用組合本支店、いすみ農業協同組合本支所、東日本信用漁業協同組合連合会、銚子信用金庫本支店

※なお、ゆうちょ銀行は、口座振替のみ行っております。

(2) 役場窓口

・御宿町役場建設環境課窓口（3階・3番窓口）

6. 口座振替について

水道料金のお支払い方法には、口座振替や納付書により金融機関などで直接お支払いいただく方法があります。口座振替では直接金融機関や役場などに来ていただく必要がありませんのでたいへん便利です。

口座振替の手続きは、役場窓口と郵便局（指定なし）に申込み用紙がありますので、必要事項を記入の上金融機関に提出願います。

※なお、口座振替が行える金融機関は、千葉銀行本支店、房総信用組合本支店、いすみ農業協同組合本支所、東日本信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行です。